

政策調整会議の概要

開催日 令和6年10月24日(木)

◎項目

- 1 企業誘致戦略の推進体制について
- 2 要配慮個人情報の送達方法等に係る現況調査結果の概要
- 3 勤務時間とパソコンの使用記録との乖離に係る調査結果について
- 4 安否確認訓練の結果について
- 5 高知県職員担い手支援短期派遣研修の参加者募集について

◎内容

1 企業誘致戦略の推進体制について【商工労働部】

○商工労働部副部長

商工労働部では、製造業やコールセンター・事務系企業、ITコンテンツ系企業の誘致を推進するとともに、関係部局と連携し、一次製品の加工工場等の誘致も推進している。

平成27年度には、全庁が一丸となった企業誘致を推進するため、商工労働部がトップとなり、関係部局の副部長で構成する「企業立地推進会議」を設置して庁内情報共有による企業誘致を推進してきたが、令和元年を最後に会議は開催していない。

本年度に入り、知事から、高知の強み(資源)を生かして、新しい業態も含めた誘致・立地戦略を検討するよう指示があり、今回、企業誘致戦略の推進体制を決定したものの。

まず、休眠状態となっている「企業立地推進会議」を改組し、副知事をトップに関係部局の副部長級で構成するプロジェクトチーム(PT)を設置し、進捗管理を行う。これには、中山間地域のニーズを汲み上げるという観点から、地域産業振興監にも参画いただく。

また、実務的な作業を担う目的で、関係部局の主管課長で構成するワーキンググループ(WG)を設置する。

当面のスケジュールは、11月下旬に第1回PTを開催。各部局で実施や検討をしている企業誘致案件の現状と課題、来年度計画等の共有を行うとともに、戦略の目玉となる誘致案件について発表してもらう。

その後は、適宜PTを開催しながらWGを中心に策定作業を進め、来年2月上旬に開催予定のPTで戦略案を決定し、2月議会商工農林水産委員会で報告の後、策定・公表する予定。

なお、誘致する企業については基本的に県外からを想定しているが、例えば中山間地域でスーパーが無く不便である等の理由があれば県内企業の誘致も考えられる。

また、県外企業を誘致をすることで県内企業とハレーションが起きる懸念もあると思われるので、十分配慮しながら実行していきたい。

2 要配慮個人情報の送達方法等に係る現況調査結果の概要【総務部】

○法務文書課長

本年5月から6月にかけて、県庁内の要配慮個人情報（人種、信条、病歴等、不当な差別や偏見その他差別が生じないように、取扱いに注意を要する情報で個人情報保護法や政令で定められているもの）の送達方法について調査した。

要配慮個人情報の送達件数が多かった所属をカテゴライズした上で送達事務内容をみると、県税事務所では身体障害者等に対する自動車税減免関係業務の発送、福祉保健所では生活保護法関係の発送が多い。

要配慮個人情報の送達は普通郵便で行っている部局が多いと思われるが、庁内で取扱件数が多い5部局を抜粋し、要配慮個人情報を普通郵便で送達した件数を合計すると約6万6000件であった。これを全て簡易書留に変更した場合を試算すると約2,316万円の増額、同様に特定記録に変更すると約1,390万円の増額となる。

令和5年以降に発生した漏えい等事案のうち、令和5年度で普通郵便の不達が原因だったものの割合は1件（漏えい等事案数の2.9%）、令和6年度の調査時点（9月12日）での割合は3件（同9%）で、要配慮個人情報の送達を特定記録に変更することは費用対効果が低いと思われる。

なお、現在、要配慮個人情報を特定記録で送達している部局もあると思われるが、今回の考察は特定記録での送達を否定するものではない。

今後の対策として、所属長による個人情報の取扱業務の把握及び必要性の検討と、本課（出先機関所管課）による各出先機関間での同種の個人情報等取扱業務内容の精査を行って要配慮個人情報の送達件数を減らすとともに、個人情報送付時のチェックリストの徹底、事務改善の徹底を行ってほしい。

3 勤務時間とパソコンの使用記録との乖離に係る調査結果について【総務部】

○行政管理課長

本年9月2日から6日の間、県庁内の5所属、合計86人を対象に、勤務時間とパソコンの使用記録に1時間を超える乖離がある日を対象として個別に所属の対応状況の調査を実施した。

結果、乖離があった日の割合は全体の9.3%、乖離時間の平均は1.6時間、時間外勤務の追命を行った日の割合は3.5%で、過去3回実施した同様調査で今回の数値は過去最少だった。

傾向について見てみると、時間外勤務命令を受けていない日の乖離のうち、乖離の時間が1時間超から1時間30分以下が全体の8割と非常に多くの割合を占めている。また、乖離があったものの内、時間外勤務の追命が行われたのは4割弱である。

時間外勤務の追命を行っていない理由については、業務に関係のない在庁だった、休憩した時間分を削って実績登録した等の理由であった。

実際に勤務しているにもかかわらず、これら乖離があることは望ましい状態ではないため、時間外勤務の事前命令の徹底や適切な実績登録、早期退庁の声かけ等を実施し、職員の適正な勤務管理を行ってほしい。

4 安否確認訓練の結果について【総務部】

○総務部副部長

本年10月22日に抜き打ちで安否確認訓練を実施。訓練開始から安否の回答までの時間については、ほとんどの部局が4時間以内に回答を送信していたが、1時間以内の回答率で見ると各部局でばらつきが見られた。今後も迅速な回答をするよう、職員への声かけをお願いする。

また、最後まで回答が無かった職員については、安否確認アプリのインストールや通知メールアドレスの登録ができていなかったり、受信拒否等の設定になっている可能性もあるので、今一度設定確認をしてほしい。

さらに、アプリは本年10月から運用開始となったが、アプリ利用者の回答は訓練開始後5分以内で約半数、1時間以内では9割が回答しており、アプリ未利用者よりも回答率が多かった。災害時は初動が大事であることから、職員の安否を少しでも早く確認していくためにもアプリの利用をお願いする。

5 高知県職員担い手支援短期派遣研修の参加者募集について【文化生活部】

○文化生活部副部長

文化生活部では、中山間地域の祭事や伝統芸能への学生等派遣事業を行っているが、今般、高知県職員についても同様の派遣研修ができる制度を作った。

本年11月23日、吾川郡いの町の梶本神社の行事として「梶本神社のおなげれ」が開催されるが、これについて、制度を利用した参加者募集をしていることから積極的な参加をお願いする。

○副知事

予算編成作業の最中だが、目玉となる事業を実施する際には組織機構もセットで考えなければいけないこともあると思われる。事業を効果的に推進していくためにも、組織体制をしっかりと構え、重要な施策を打ち込んでいくこと。

既存事業について、他部局でもやっているような事業はセットで実施することで効果が上がるものがあると思われる。部局同士で調整をすることが難しい場合は相談してもらえれば、関係部局を交えて協議や、必要に応じて知事への報告もするので、積極的に協議の場を設けていただきたい。